



KPMG

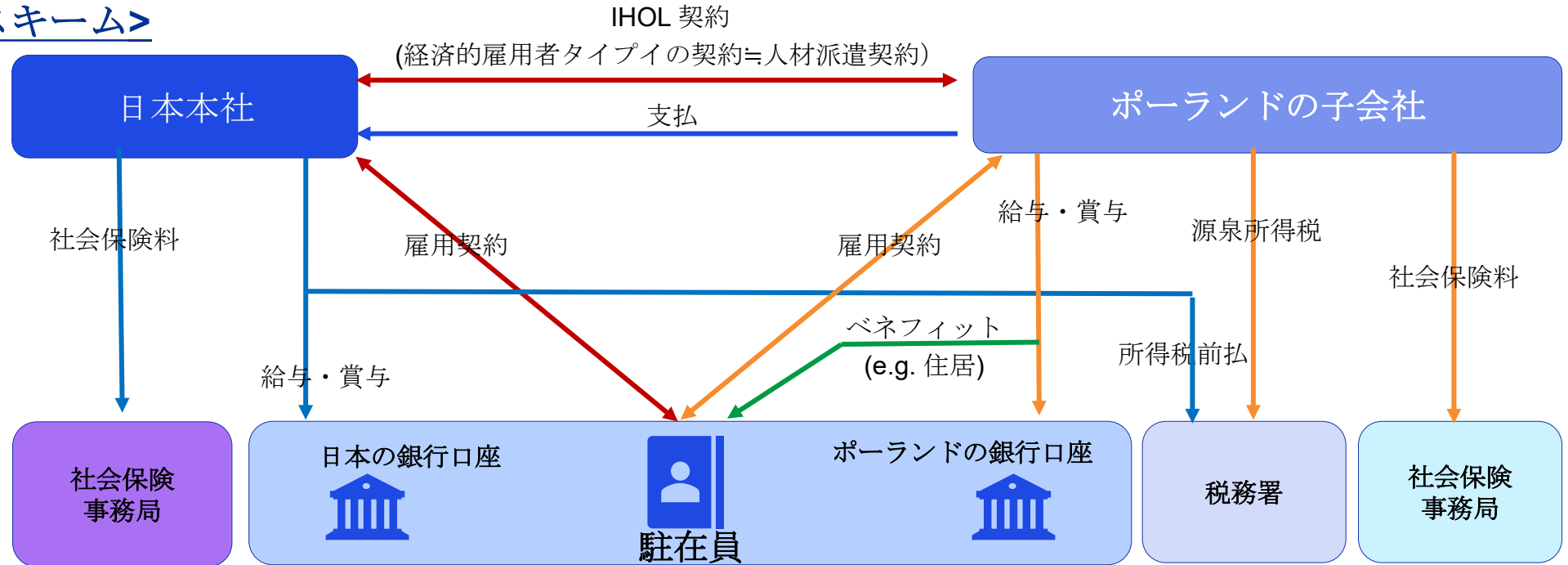
Tips and small update of Personal Income Tax (個人所得税の若干のアップデート)

March, 2025

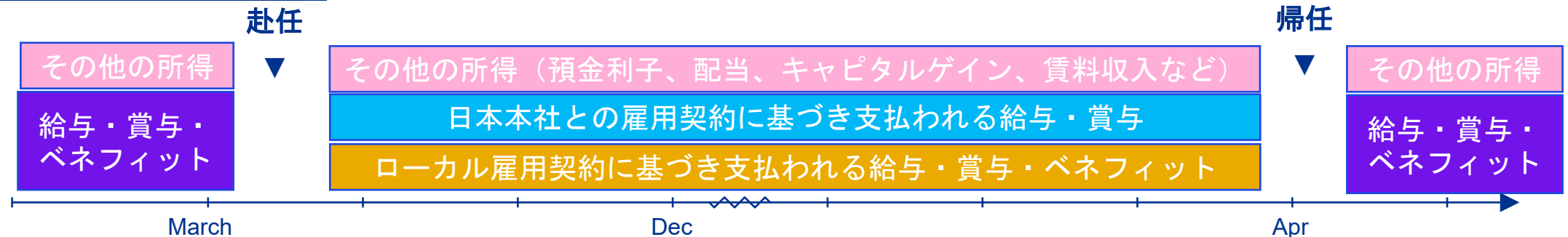


外資系企業の一般的な駐在スキーム

<給与支払スキーム>



<駐在員の所得の構成>



重要な概念(1)_(税務上の) 居住者

-誰のどのような所得が課税の対象になるのか？-

ポーランド（税務上の）居住者

ポーランド（税務上の）非居住者

主な条件

年内183日以上ポーランドに滞在

OR

ポーランドとの人的、経済的な結びつきが強い

「ポーランド源泉所得」とは：
ポーランドでの活動により創出される所得

ポーランドで課税される所得

ポーランド居住者である期間の全世界所得

ポーランドで業務に従事した期間のポーランド源泉所得

租税条約の適用／二重課税の排除

日本で課税されている赴任の年の赴任前の期間に受領した所得、帰任の年の帰任後に受領する所得はポーランド個人所得税の対象外

短期滞在者免除

- 年内183日未満のポーランド滞在
- ポーランド拠点あるいはPEから支払われている給与等がない
- 滞在者の給与等が日本本社から現地拠点に請求されていない。

主要な概念(2)_申告・納税方法

-いつどのように支払うのか？-

	源泉所得税	所得税前払い	年次所得税申告
対象となる所得	現地契約により支払われる給与等	日本本社との契約により支払われる給与等	すべての所得 (ポーランド居住者の場合は、全世界所得)
支払義務者	ポーランドの雇用主	個人 (被雇用者)	個人
期限	給与等が支払われた月の翌月20日	給与等を受領した月の翌月20日 (1月～11月に受領した給与等について前払いを実施する。) 12月受領分については、年次所得税申告に含める。	税務年度 (暦年) の翌年4月末
税率	累進税率 - 12% および 32%	通常は12%、任意に32%を適用することも可能	累進税率-12% および32% (所得のPLN100万超の部分には 32% に加え4%の連帯課金)
社会保険料	対象となる。源泉所得税とともに計算し納付が必要	対象とならない	-

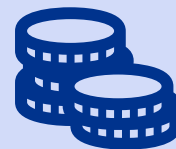
*ポーランド滞在日数が183日を超える場合に、滞在日数が1か月を超えた時点から所得税前払いの対象となるルールであるが、実務上は、長期赴任者 (= 駐在員) は、赴任後すぐに実施すべきである。結果的に何日滞在するか分からず短期滞在者免除の取れる可能性のある派遣者は、183日を超えた時点で、速やかに派遣開始時点まで遡って計算を行い前払いを行う。この場合、遅延利息は支払い不要である。

重要な概念(3)_個人所得税額の計算

-いくら払う必要があるのか？-

① 雇用者所得

- ・ 給与・賞与
- ・ ベネフィット
 - ✓ 住居
 - ✓ 学校費用
 - ✓ 社用車, etc.



② 所得控除

- ・ ポーランド、EUの社会保険料
- ・ 寄付
- ・ インターネット控除
- ・ 適格者に対する優遇措置, など

③ 税率

課税ベース	税率
-30,000	0%
-120,000	12%
-1,000,000	32%
1,000,000-	32+4%

$$\begin{aligned} & \text{①雇用所得} - \text{②各種所得控除} \\ & = \text{課税ベース} \\ & \text{課税ベース} * \text{③税率} - \text{④税額控除} \\ & = \text{税額} \end{aligned}$$



④ 税額控除

- ・ 子女税額控除

	税額控除（年額、PLN）
第2子まで	1,112.04
第3子	2,000.04
第4子以上	2,700.00

その他の所得に対する課税:

- ・ 受動的所得（預金利息、配当、キャピタルゲインなど）：一律19%のフラット税率
- ・ 賃貸収入（スライド44を参照）

ポーランドから海外に派遣される 駐在員のベネフィット

ポーランド最高行政裁判所は、2023年8月1日付けの判決（sygn. akt II FSK 270/21）および2024年1月9日付けの判決（sygn. II FSK 434/21およびII FSK 1332/21）では、出向者に関するEU規則および外国での勤務が一時的であることを考慮すると、交通費（航空便を含む）や勤務地での住居費などの福利厚生は個人所得税が免除されるべきであると結論づけた。

上記は主に、1年未満の期間で従業員を海外に派遣する雇用主に関するものであり、出張者とは区別して考える必要がある。

ポーランド税務当局は、上記の裁判所の判決にもかかわらず、個人所得税がが支払われるべきであるとのルーリングを発行している。

個人所得税の過払いの可能性だけでなく、社会保障（ZUS）と健康保険（NFZ）の過払いについても（肯定的な裁判所の判決が出れば）還付を請求できる可能性がある。





ご清聴有難うございました。



kpmg.com/socialmedia

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Tax M. Michna sp. k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

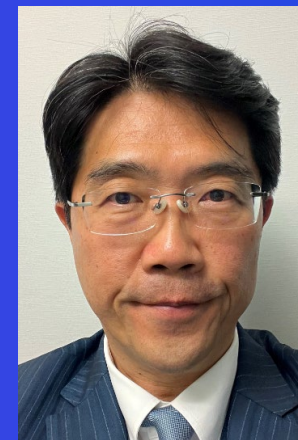
Document Classification: KPMG Public



Arkadiusz Gliniecki

Tax Director

E: agliniecki@kpmg.pl



Masashi Nomura

Director, Japanese Desk

E: mnomura1@kpmg.pl

M: +48 604 496 342